

災害時における復旧支援協力に関する協定

宝塚市上下水道局（以下「甲」という。）と新明和工業株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震災害や風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、下水道施設が被災した場合、乙が行う災害復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害復旧支援の円滑な実施により、被災した下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道施設の復旧のために必要な点検・操作・応急復旧業務

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

3 乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を対応可能な範囲で遂行しなければならない。

（費用）

第3条 本協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初において災害時の支援に備えて、連絡体制表を作成し確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 第2条に定める復旧支援要請に関する甲の連絡窓口は宝塚市上下水道局施設部下

水道課、乙の連絡窓口は新明和工業株式会社流体事業部営業本部関西支店営業グループとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 2年 5月 19日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番3号
宝塚市上下水道局
上下水道管理者 森 増 夫

乙 大阪市淀川区宮原3丁目3番31号
上村ニッセイビル
新明和工業株式会社
流体事業部 営業本部 関西支店
支店長 甲斐 更成

様式 1

令和 年 (年) 月 日

新明和工業株式会社
流体事業部 営業本部 関西支店長
様

宝塚市上下水道事業管理者

災害復旧支援業務要請書

- 1 災害の状況
- 2 応援を必要とする業務内容
- 3 応援を必要とする場所及び期間
- 4 その他必要な事項

(宝塚市上下水道局連絡担当者)

所属	下水道課
役職・氏名	
電話番号	0797-77-
F A X	0797-77-
E mail	@city.takarazuka.lg.jp

様式 2

令和 年 (年) 月 日

宝塚市上下水道事業管理者
様

新明和工業株式会社
流体事業部 営業本部 関西支店長

災害復旧支援業務実施報告書

- 1 支援に常時した事業者名、資機材等の種類、数量及び人員数
 - (1) 事業者、現場代理人

 - (2) 資機材等の種類、数量及び人員数

- 2 業務内容及び場所

- 3 応援に従事した期間

- 4 その他必要な事項

(新明和工業株式会社流体事業部 営業本部 関西支店 連絡担当者)

所属	営業グループ
役職・氏名	
電話番号	
F A X	
E mail	